		2情報		経理	里担当者	針限り
万リ	紙	物件内訳書 1号物位	大分森林管理署			
No.	種 別	物品名	規格·品質	参考品番	数量	単位
1	2	書棚	天板:エコシート、W900×D435×H1800 程度	VP14E-BS- NA	1	台
2	2	サイドボード	天板:エコシート、W1600×D435×H700 程度	VP14E-SB- NA	2	台
3	2	両袖机	天板:エコシート、左2段右3段袖、 W1600×D750×H720程度	VP14E- DEW23-NA	1	台
4	2	椅子	張地カラー:黒、革、背座一体ロッキン グ機能、W665×D690×H1170程度	FTX-15	1	脚
5	2	ソファー	応接用、3シーター、ビニールレザー、 W1760×D730×H725程度、色:ダークブ ラウン	JF181VSF- DC2	2	台
6	2	センターテーブル	応接用、W1200×D600×H450、色:マホ ガニー	TS- 1260MIMAH	1	台
7	2	ロッカー	天板:エコシート、鍵付、W600×D435× H1800程度	VP14E-LC- NA	1	台
8	2	片袖机	天板:木目調、シリンダー錠、A袖、 W1100×D700×H720程度	50SBH- 117ARPW	21	台
9	2	脇机	天板:木目調、シリンダー錠、A袖、 W400×D700×H720程度	50SNH- 047APW	21	台
10	2	両袖机	天板:木目調、シリンダー錠、AA袖、 W1400×D700×H720程度	50SBH- 147AAPW	6	台
11	2	金庫	テンキー式、1時間耐火性、色:白、 W455×D596×H887、重量140kg程度	KS-90EK	1	台
12	2	耐火キャビネット	開錠方法: オールロック錠+電子ロック 錠、オフホワイト、W462×D771×H1105 程度	A4-3KJ	1	台
13	2	ハイカウンター	天板:ペールアルダー、体色:ホワイト、引戸型、W1200×D454×950程度	NSH-12SPW	1	台
14	2	ハイカウンター	天板:ペールアルダー、体色:ホワイト、引戸型、W1500×D454×950程度	NSH-15SPW	1	台
15	2	ミーティングテーブル	角型、天板:ペールアルダー、W1500× D900×H700程度	MTC-1590-P	1	台
16	2	椅子	背・座:黒、アディショナルバック、 サークル肘、布、本体色、脚ブラック	CO4- B350C(W)- BK B6B6	5	脚
17	2	椅子	背・座:青、ハイバック、肘付、布、本体色、脚ブラック	C10- B12C (W) -BK G9T6	21	脚
18	2	椅子	応接用、ライトグリーン、W485×D510× H815程度	DC-310F- LM1	4	脚
19	2	ホワイトボード	壁掛け、無地、W1810×H910程度	TMH36G	2	台
20	2	ホワイトボード	壁掛け予定ボード、月予定横書き、 W1810×H910程度	TMH36YG	1	台
21	2	ホワイトボード	壁掛け、無地、W2410×H1210程度	TMH48G	2	台
22	2	オフィスキッチン	木製、スライド天板付、2ロコンセント付、可動棚3枚、W600×D449×H1800程度	OKW-618K- PM	1	台
23	2	オフィスキッチン	木製、2口コンセント、布巾掛け、ドアポケット付、アジャスター付、W600×D449×H900程度	OKW-609K- PM	1	台

24

25

2

2

キャビネット

キャビネット

D449×H900程度

戸、ベース付

戸、ベース付

色:ホワイト、W900×D400×H1050、引

色:ホワイト、W900×D400×H2100、引

HSR40W-10S

+ HSR40W-B

HSR40W-21S

+HSR40W-B

14

8

台

台

仕様書

1 品目毎の仕様・規格等

別紙 物件内訳書 同等程度の仕様を満たすものであること。

2 参考品番

別紙 物件内訳書 参考品番の同等以上であること。

3 数量

別紙 物件内訳書 数量のとおり。

4 設置、組立作業

搬入及び組立作業については、売渡人にて行うこと。 耐震工事が必要な物件については、必要に応じ行うこと。

5 納入期限等

契約書のとおり

なお、実際の納入にあたっては、事前に納入場所及び納入日程を担当者と協議のうえ、必要 に応じて設置場所の事前確認を実施すること。

6 納入場所

大分森林管理署 大分県大分市長浜町 3 丁目 3 4 6 3 - 5 (新庁舎) 電話番号 0 9 7 - 5 3 2 - 9 2 8 1 (現庁舎)

7 その他

- (1)「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(通称:グリーン購入法)第6条の規定に基づく基本方針の対象製品については、同方針の判断基準を満たす製品であること。
- (2) その他疑義が生じた場合は、担当職員と協議の上承認を得ること。